

第1 審査会の結論

「リサイクルプラザ事業にかかわる担当課長の手帳メモ」を、不開示とした狭山市長の決定は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

- 1 平成21年3月10日、異議申立人(以下「申立人」という。)は、リサイクルプラザ事業にかかわる担当課長の手帳メモ(以下「本件手帳」という。)について、狭山市情報公開条例(平成13年6月28日条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、狭山市長(以下「実施機関」という。)に対し、公文書開示の請求をした。
- 2 平成21年3月18日、実施機関は、本件手帳につき、条例第2条第1項第2号に規定する公文書に該当しないとして、その全部を不開示とした。
- 3 平成21年4月17日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、異議申立てをした。
- 4 狭山市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、実施機関の平成21年5月13日付け理由説明書を受理し、平成21年5月21日、実施機関の担当部署の職員より意見を聴取した。
- 5 審査会は、申立人の平成21年6月17日付け意見書を受理した。

第3 申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

申立人が行った本件手帳の開示請求に対して、実施機関が平成21年3月18日付けで行った不開示決定について、その取消し及び本件手帳の開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

申立人は、異議申立書及び意見書において、次のように主張した。

- (1) 本件手帳は、リサイクルプラザ建設にかかる進捗状況や受注業者との打ち合わせ事項を記したものであるため、職員が組織的に共用する公文書に該当しないとの判断で文書不存在としたことは不当である。
- (2) 本件手帳は、通常業務を執行する上で市民や上司、議員等外部からの質問があった場合に関係書類を持ち出さなくてもその場で対応できるよう、個人が事務処理の効率化のために使用しているものであって、組織として使用しているものではないとしているが、リサイクルプラザ工場棟建設工事における共聴アンテナ工事の変更について、その変更の正否の判断を上司に仰ぐ等、本来、起案書を起こし決裁を得るという手続きを省略している。このことは、組織の中で残さなければならない文書を、本件手帳にメモする程度にとどめていた担当課長の事務執行者としての怠慢である。
- (3) リサイクルプラザ工場棟建設工事で、担当課長は当該工事を管理するに当たり、発注仕様書と異なる工事や若干の変更工事等で受注業者と打ち合せた内容を本件手帳にメモし、備忘録としていた。本来、工事の仕様変更や現場の作業指示内容などは公文書として作成し保管すべきであるが、その公文書が存在しない。
- (4) リサイクルプラザ建設の付帯工事である共聴アンテナ工事について、総務経済委員会での所管事務調査において担当課長は、「中古品を支給して工事を行わせた代わりに、追加工事や変更工事に関して費用を発生させなかった。」と、発言しているが、当該工事の変更については、上司の決裁を仰ぐ起案文書を作成しておらず、そのため、質問には本件手帳を見なければ答弁もできない。このことから、この事業の流れを把握するに至る内容が記されていることは明らかで、公文書に準ずるものである。
- (5) 本件手帳のページの一部を消したことについては、個人の留め置きメモのため、いつでも自由にメモの加除、時点修正、整理は業務の合間随時行ってい

るもので、文書の隠滅等の事実は全くないとしているが、情報公開請求時に「公文書に準ずるものと認められるので、手帳のメモの改ざんや抹消を行った場合、証拠隠滅や公文書偽造に当たるかもしれないので、本人に申し添えておくこと。」と念を押していた。その後、担当部署を訪れた時に大量の消しゴム屑と本件手帳が机上にあったので、本人に指摘した。

- (6) 平成20年9月30日最高裁における判決で「警察官取り調べメモは自宅保管でも公的な性質」とし、開示命令を下していることを鑑みても、不開示とした理由には相当しないものと思料する。

第4 実施機関の主張

実施機関は、理由説明書において、次のように主張した。なお、当該主張に関し、実施機関の職員に出席を求め意見を聴取した。

- 1 本件手帳は、通常業務を執行する上で、市民や上司、議員等外部からの質問等があった場合に、対応工事等の概要を記載し、関係書類等を持ち出さなくてもその場で対応できるようにしているもので、リサイクルプラザに限らず、今までの職歴に応じて、下水道事業や道路事業の参考資料、基準さらには統計資料等も記しており、あくまで職員個人が事務処理の効率化のために使用している手帳であって、組織として使用しているものではない。
- 2 リサイクルプラザ工場棟建設工事は、性能発注方式で実施した工事で、建屋工事に関わる一部で、他の工事（焼却施設解体工事）で設置した共同アンテナの受信用増幅器等が新品で設置してから1年未満のため再利用し、本工事での仕様変更や追加工事の費用分に充当し内容変更を行ったものである。これは、性能発注方式で実施した工事では、仕様の変更や一部追加あるいは減少は、通常の定例会議の打合わせで決定したり、施工管理を実施しているコンサルタントからの報告を工事監督員が受け了承するものである。通常の定例会議等の出席は、工事監督員が出席するもので、担当課長が出席することは特別な議題が

ある場合に限られ、この場合も通常の打ち合わせの変更になることから、工事監督員、コンサルタント及び請負者の現場代理人との協議で決定したことであり、本件手帳に打合せ等の事実関係を記載することはない。このことから、申立人が本件手帳に受注業者との打合せ内容が記されているとするのは、憶測にすぎないものである。

- 3 本件手帳の一部を消したことについては、個人の留め置きメモのため、いつでも自由にメモの加除及び時点修正、整理は業務の合間に随時行っているものであり、公文書の隠滅等の事実は全くない。
- 4 以上のことから、本件手帳は、組織の中で共用しているものではなく、業務の効率化の一つの手段として、担当課長個人が使用しているもので、条例第2条第1項第2号に規定されている公文書に該当しないため文書不存在とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、申立人と実施機関の各主張について審査した結果、以下のとおり判断する。なお、当審査会は、今回の事案審査にあたり、実施機関に対し本件手帳の提出を求め、本件手帳の記載等内容の確認を行っている。

1 本件手帳の「公文書」該当性について

条例第2条第2号に「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。本件手帳が、同号に規定される公文書に該当するためには、同号のいずれの要件をも満たす必要があることから、個々に検討することとする。

(1) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したか。

本件手帳は、第4実施機関の主張1のとおり、担当課長が、通常業務を執

行する上で、必要な設計、積算、環境等の各種基準等が記入された手控えと認められるため、この要件を満たすこととなる。

(2) 文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であるか。

本件手帳は、担当課長が手控えた書面であるため、この要件を満たすこととなる。

(3) 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているか。

本件手帳がこの要件に該当するためには、文書の作成又は取得の状況においては、職員個人の便宜的なものであるのか、直接的又は間接的に監理監督者等の指示によるものかどうか、文書の利用状況においては、業務上必要なものとして他の職員又は部外にも配布されものであるのかどうか、保存又は廃棄の状況においては、専ら当該職員の判断で処分できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうかなどを総合的に考慮し、それぞれの実態に応じた検討をすることとする。

については、本件手帳に、技師職員が業務上必要と考える各種基準や数値が記入され、関係事案に関する新聞、雑誌等の切り抜き等が貼付されているものであるため、明らかに、職員個人の便宜的なものとして担当課長が個人の手控えとして自ら作成したものであることが確認でき、本件手帳は専ら自己の職務の遂行の便宜のためだけに利用し、直接的又は間接的に監理監督者等の指示によるものではないものと思料される。については、本件手帳が業務上必要なものとして作成していることに相違ないが、サイズとしては、小型の手帳の域を出るものではなく、メモの代わりに速記されている部分も見受けられたため、利用状況としても業務上必要なものとして他の職員や部外に配布等しているものとは認められない。については、本市では公文書を管理するに当たり、ファイリングシステムが導入されており、各実施機関

の職員が作成又は取得した文書の保管については、事務スペース内に設置した専用キャビネットに個別フォルダーを作成し格納し、保存については、市役所地下1階に設置した文書保存書庫に、保存年限に応じそれぞれ格納することとしていることを考慮すれば、本件手帳は、専ら当該職員の判断で処分でき、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されていないものであることは明白である。

したがって、本件手帳は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとは認められず、条例第2条第2号にいう「公文書」の定義要件の全てを満たすことにはならないため、本件手帳は「公文書」に該当しないと判断するのが相当である。

2 異議申立書に添付・引用された判例について

申立人が、実施機関が行った不開示決定処分に対する異議申立書及び意見書において引用している平成20年9月30日最高裁判例については、刑事訴訟法第316条の26第1項の証拠開示命令における警察官の取調べメモの取扱いに関するものであり、当該取調べメモは犯罪捜査規範第13条に基づき作成した備忘録であると判断されている。同条には「警察官は、捜査を行うに当り、当該事件の公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、および将来の捜査に資するため、その経過その他参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならない。」と規定されており、メモを取ることで警察官に義務づけられているものであるため、申立人の本件手帳もこれに準ずると主張する根拠はその前提を欠くものである。したがって、本件不開示決定処分を取り消すべき事由に該当しないものである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

狭山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 町 田 富士雄
委 員 清 水 七都子
委 員 磯 部 静 夫
委 員 大 坂 恵 里
委 員 岡 本 聡 治

[参考] 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 4月17日	公文書開示請求者より異議申立書の提出
平成21年 5月 1日	実施機関より公文書開示審査諮問書の提出
平成21年 5月21日	審議
平成21年 6月23日	審議
平成21年 7月21日	審議
平成21年 7月29日	答申